

経済産業省

令和2年4月17日

関係団体各位

経済産業省商務・サービス審議官 藤木 俊光

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の
対象地域の拡大に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について

平素より、小売業関係施策に御協力いただき誠にありがとうございます。

また、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症対策につきましても、早急かつ多大なご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

先日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言がされることに伴い、貴協会に対し、①事業者の業務の継続、②食品その他生活必需品の安定供給の確保、③緊密な連絡体制、の3点について要請いたしました。4月16日、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されることとなったことを踏まえ、改めて、貴協会におかれましては、傘下の会員企業に以下の事項について周知いただくよう、よろしくお取りはからい願います。

記

1 事業者の業務の継続

緊急事態宣言がされた状況においても、食品などは国民生活に必要な不可欠な物品であることから、その安定供給の確保のため、令和2年3月13日に農林水産省の担当局庁の長から発出した食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインを踏まえ、操業停止等を行うことなく、人員、物的資源等を確保し事業を継続するようお願いいたします。

2 食品その他生活必需品の安定供給の確保

緊急事態宣言がされた状況においては、スーパーマーケットなどで消費者による買い増しが発生する可能性が大きいことから、各事業者においては買い増しを想定した発注数の増加、これに合わせた増産、輸送手段の確保等により食品その他生活必需品の安定供給を確保するようお願いいたします。

3 緊密な連絡体制

貴業界団体と傘下の事業者等との緊密な連絡体制を構築するとともに、食品その他生活必需品の輸送手段の確保が困難など安定供給に支障が生ずる状況となった際は、速やかに所管省庁の次の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 03-3501-1708
又は
小売チーム 03-3501-0081

以 上